平成２２年（フ）第７２８号
川崎市川崎区大島３丁目26番７号　東ビル302、前住所川崎市川崎区堀之内町８番地13若草マンション303
債務者　高橋　浩平（旧姓金光）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８０号
愛知県豊田市宮上町８丁目131番地１　フレグランス藤宮Ａ―105号
債務者　松岡亜希こと　鄭　　亜希
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６８３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目29番18号　ベルドミールⅠ―102
債務者　辻川　　心
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１８号
相模原市中央区共和３丁目５番18―206号
債務者　福田　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２３号
神奈川県座間市相模が丘２丁目３番２号
債務者　穂坂　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２７号
相模原市中央区鹿沼台２丁目14番７―207号
債務者　松田　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３５号
神奈川県座間市相模が丘５丁目34番31号　ハイツ相模が丘102号
債務者　濵野　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２８２８号
横浜市磯子区汐見台３丁目３番地　3301棟132号
債務者　小野寺彩美（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８７５号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目38番地20　サニークレスト501号室
債務者　細越　正和
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６５号
相模原市中央区矢部４丁目８番16号　相模中央コーポ５号棟
債務者　芝本　克巳
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０３号
相模原市南区南台５丁目13番９号　アマノコーポ305
債務者　山内　亜矢
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２９号
相模原市中央区弥栄１丁目12番７号　ハイツソウブ103
債務者　湯町真由美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３１号
相模原市中央区上溝3861番地１　ＳＡＩＫＯ２―201
債務者　古仲由美子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３６号
相模原市中央区清新７丁目９番19号　清新ハイツ202
債務者　髙幡　和也
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部